



宮 崎 県 公 報

平成19年3月5日(月曜日) 第 1859 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 10

訓 令 甲

頁 ○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する
訓令……………(人事課) 10

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活・文化課) 10
○県営土地改良事業計画の変更(2件)……………(農村整備課) 10
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 10

規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(平成十二年宮崎県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「整備基準は、」の下に「次項に規定するものを除き、」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共的施設のうち、一の建築物における当該用途に供する部分の床面積(以下「用途面積」という。)が三百平方メートル未満の医療施設、集会施設、物品販売施設、飲食施設及びサービス施設、用途面積が千平方メートル未満の興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊技施設、公衆浴場、自動車車庫及び複合施設、用途面積が二千平方メートル未満の事務所及び工場並びに一棟当たりの戸数が五十戸以下の共同住宅(以下「小規模施設」という。)の整備基準は、別表第四のとおりとする。

第六条第二項第二号、第七条第二項第三号及び第十一条第二項第一号中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一の第一の特定公共的施設の欄を次のように改める。

すべてのもの

別表第一の第三の特定公共的施設の欄を次のとおり改める。

すべてのもの

別表第三の第一の四の項整備基準の欄を次のように改める。

整 備 基 準
(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設(学校にあっては、特別支援学校に限る。)で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を障害者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。
(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
イ かごの奥行きは、内法を 135センチメートル以上とすること。
ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(キに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を 150センチメートル以上とすること。
コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第 4 (第 5 条関係)

建築物 (小規模施設に限る。) に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び各室 (用途面積の合計が 2,000平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2 の項において同じ。) の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下等	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の 1 の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、1 以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、3 の項(2)に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該 1 以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 幅は、内法を 120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>エ 1 の項に定める構造の出入口並びに 3 の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(3) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を 120センチメートル (段を併設する場合には、90センチメートル) 以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の 1 (傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、8分の 1) を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅 150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
3 エレベーター	<p>(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が 2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階 (専ら駐車場の用に供される階にあつては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。) に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を障害者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p>

	<p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（キに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	
<p>4 便所</p>	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	
<p>5 敷地内の通路</p>	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る</p>	

	<p>敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(3)に定める構造とすること。</p>	
6 改札口及びレジ通路	<p>改札口又はレジ通路を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。</p>	
7 案内表示板	<p>案内表示板を設ける場合においては、案内表示板は、高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等に配慮したものとすること。</p>	

別記様式第1号(その1)中

ア この床面積は、1.83㎡以上	を	ア この床面積は、1.83㎡以上(注6)	に
コ 乗降ロビーに、到着するかこの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注6)	を	コ 乗降ロビーに、到着するかこの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注7)	に

〔(注5) 同等のサービス等の提供を直接地上へ通ずる階で受けることができる場合を除く。
 (注6) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。〕

を

〔(注5) 同等のサービス等の提供を直接地上へ通ずる階で受けることができる場合を除く。
 (注6) かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)を除く。
 (注7) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。〕

に「(注7)」を「(注8)」に、「(注8)」を「(注9)」に、「(注9)」を「(注10)」に、「(注10)」を「(注11)」に、「(注11)」を「(注12)」に、「(注12)」を「(注13)」に、「(注13)」を「(注14)」に、「(注14)」を「(注15)」に改める。

別記様式第1号(その四)を別記様式第1号(その五)とし、別記様式第1号(その二)を別記様式第1号(その四)とし、別記様式第1号(その一)を別記様式第1号(その二)とし、別記様式第1号(その一)の次に次の1様式を加える。

様式第2号(その2) (第6条、第7条、第9条、第11条関係)

整備項目表 (建築物(小規模施設に限る。))

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「✓」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 建物出入口(直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口)の構造	ア 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	内法 cm		
	イ 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	<input type="checkbox"/> 自動戸 <input type="checkbox"/> 引戸 <input type="checkbox"/> 開戸 <input type="checkbox"/> その他()		
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	<input type="checkbox"/> 段差無 <input type="checkbox"/> 段差有()cm		
(2) 各室出入口(利用者の用に供する各室の出入口のうち1以上の出入口)の構造(注1)	ア 幅は、 ^{のり} 内法80cm以上	内法 cm		
	イ 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	<input type="checkbox"/> 自動戸 <input type="checkbox"/> 引戸 <input type="checkbox"/> 開戸 <input type="checkbox"/> その他()		
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	<input type="checkbox"/> 段差無 <input type="checkbox"/> 段差有()cm		

(注1) エレベーターの設置義務のない公共的施設の直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

2 廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい仕上げ		<input type="checkbox"/> 仕上() <input type="checkbox"/> 仕上表による。		
(2) 建物出入口から各室出入口に至る経路の廊下等の構造(注2)	ア 幅は、 ^{のり} 内法120cm以上	内法 cm		
	イ 末端部分及び50m以内ごとに車いす回転用スペースの確保	<input type="checkbox"/> 140cm角以上 <input type="checkbox"/> T字形の交差部 <input type="checkbox"/> その他()		
	ウ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
エ 出入口等に接する部分は水平とする。				
(3) 傾斜路及び踊場の構造	ア 幅は、 ^{のり} 内法120cm(段を併設する場合は、90cm)以上	内法(併設) cm		
	イ こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合、1/8)以下	高さ こう配 1/ cm		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ 踏幅 cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上() <input type="checkbox"/> 仕上表による。		

(注2) エレベーターが設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、エレベーターの設置義務のない公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

3 エレベーター

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものへのエレベーターの設置 (注3)			基		
(2) エレベーターの構造	ア かがの床面積は、1.83㎡以上 (注4)		床面積	㎡	
	イ かがの奥行きは、内法135cm以上		奥行き	cm	
	ウ かがの形状は、車いすの転回に支障がない平面形状				
	エ かが内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置				
	オ かが内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置				
	カ かが及び昇降路の出入口の幅は、内法80cm以上		内法	cm	
	キ かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		制御装置の高さ	cm	
	ク かが内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		□点字表示 □その他()		
	ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、内法150cm以上		幅 奥行き	cm cm	
	コ 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置の設置 (注5)				

(注3) 同等のサービス等の提供を直接地上へ通ずる階で受けることができる場合を除く。

(注4) かがの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかがの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）を除く。

(注5) かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

4 便 所

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用便所の構造 (注6)	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保、かつ、腰掛便座、手すり等の適切な配置		□十分な床面積の確保 □腰掛便座 □手すり等 □その他()		
	イ 床の表面は、滑りにくい仕上げ		□仕上() □仕上表による。		
	ウ 出入口の幅は、内法80cm以上		内法	cm	
	エ 戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		□自動戸 □引戸 □開戸 □その他()		

(注6) 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

5 敷地内の通路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい仕上げ			□仕上() □仕上表による。		
(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造	ア 幅員は、120cm以上		幅員	cm	
	イ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		□傾斜路 □昇降機		

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及び踊場の構造	ア 幅は、内法 ^{のり} 120cm (段を併設する場合は、90cm) 以上		内法 ^{のり} (併設) cm cm		
	イ こう配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下		高さ こう配 1/ cm		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ 踏幅 cm cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ		<input type="checkbox"/> 仕上() <input type="checkbox"/> 仕上表による。		

6 改札口及びレジ通路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
改札口及びレジ通路の構造	ア 幅は、内法 ^{のり} 80cm以上		幅 cm		
	イ 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保				

7 案内標示板

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
案内標示板の構造	高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等に配慮した案内標示板の設置				

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 192号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字 村上 26751- 1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

職員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を つ ぎ に 公 表 す る。

平 成 十 九 年 三 月 五 日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫

訓令甲第 11号

本 庁
各 出 先 機 関

職員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

職員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (昭 和 四 十 一 年 訓 令 甲 第 一 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 一 条 第 一 項 中 「 午 前 八 時 三 十 分 从 り 」 の 下 に 「 午 後 零 時 十 五 分 以 上 及 び 午 後 一 時 以 下 」 を 加 え 、 同 条 第 一 項 を 次 の よう に 改 め る。

2 職員 の 休 息 時 間 は 、 午 後 零 時 十 五 分 从 り 午 後 一 時 以 下 と す る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 十 九 年 四 月 一 日 从 り 施 行 す る。

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成	特定非営利	佐藤 修	宮崎県西	この法人は、地

19年 2月 21日	活動法人 談笑会	臼杵郡高 千穂町大 字岩戸15 01番地	域で就労が困難な在宅障害者等に対して、小規模作業所での生活指導、社会適応訓練、職業能力訓練等を地域生活支援事業の一環として行い、地域との交流を図ることによって、障害者が地域社会の中で自立と生きがいを高め、もって真の地域生活福祉の向上に寄与することを目的とする。
------------------	-------------	-------------------------------	--

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、下野田原地区県営土地改良事業 (川南町、農地保全整備事業) に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年 3 月 5 日から平成19年 4 月 3 日まで
- 縦覧場所
川南町役場

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、平長谷地区県営土地改良事業 (都城市、農地保全整備事業) に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年 3 月 5 日から平成19年 4 月 3 日まで
- 縦覧場所
都城市役所

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第13条の規定により、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第 1 項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成19年 3 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	平成19年7月1日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成19年9月16日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで
木造建築士 試験	平成19年7月22日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成19年10月14日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで

その他の詳細については、宮崎県土木部建築住宅課（電話0985-26-7195）、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）にお問い合わせください。

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール
木造建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール

3 受付場所における受験申込

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール	平成19年4月9日（月曜日）から 平成19年4月13日（金曜日）までの 午前10時から午後4時まで
延岡市愛宕町2丁目32番地 株式会社延岡建設会館	平成19年4月9日（月曜日）及び 平成19年4月10日（火曜日）の 午前10時から午後4時まで
都城市姫路町7街区8号 都城市中央公民館	平成19年4月9日（月曜日）及び 平成19年4月10日（火曜日）の 午前10時から午後4時まで

4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及 センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/)	平成19年4月1日（日曜日）から 平成19年4月6日（金曜日）まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後4時まで

5 受験手数料

15,100円

6 その他